

基本計画（営業の許可・認可に係る手続）に関する論点案

＜経済産業省＞

1. 外国為替及び外国貿易法

- ① 基本計画で「経済産業省と貨物の所管省庁で同様の内容を確認している一部貨物について、確認業務の一元化を提案し、協議を行う」とあるが、どのような内容の見直しを考えているのか。また、協議の進捗状況如何。

2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

- ② 平成 29 年の改正化審法により、新規化学物質の規制値が「製造・輸入数量」から「環境排出量」ベースに変更されたことにより、「低生産量新規制度」での申請を行う事業者が減少することが見込まれるとされている。一方で、「環境排出量」を算出するのに使用される「排出係数」は、「用途」によって決定されるが、中小企業にとっては、商社のような発注元の顧客先やその「用途」を知らされずに排出係数＝1として算定され、結果的に制度見直しによる恩恵を受けられない可能性がある、届出数量の上限が制限される、といった声がある。規制緩和をより実効あらしめる観点から、こういった懸念に対し、どのように考えるか。

3. アルコール事業法

- ③ ホームページによれば、販売事業者の業務の報告に関し、「報告書作成支援ソフト」での作成が推奨されている。このソフト自体は事業者の負担軽減に資するものと考えられるが、「大量に業務報告書を提出される許可使用者の方及び販売事業者の方は、できるだけ本ページの報告書作成支援ソフトを御活用いただき、正規の書類と共に、電子媒体を併せて提出いただくよう御協力をお願いいたします」とされている。現時点でも、電子メールでの提出をもって報告とみなすことはできないのか。

また、現在、経済産業省で検討されている「法人プラットフォーム」の枠組みでは、現在、省令などで定められた様式において押印を求めている申請書類につき、どのように電子申請を可能とする措置を考えているのか。（評価基準 1 -

- ②、4 関係、自己点検結果 B）

4. エネルギーの使用の合理化等に関する法律

- ④ 定期の報告については、負担が大きく（1 事業者あたり 20 枚～100 枚以上）、また、地方自治体の温暖化防止条例に基づく報告に記載する事項と重複するにも関わらず、書式が統一されておらず、膨大な作業を要する、との声がある。電子化の促進はもとより、そもそも、省エネ法体系の中での報告を求める事項

の簡素化や温暖化防止条例に基づく記載事項との調整につき検討の余地はないか。(評価基準 1-①関係、自己点検結果 B)

5. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

- ⑤ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定やその変更の認定に関し、「平成 29 年度に処理期間の短縮を図り、また進捗状況に関しても公表した」とのことであるが、具体的にどのような措置を講じ、短縮を図ったのか。

また、標準処理期間をいまだ超過している項目もあるようだが、具体的な対応策につき、検討されているのか。(評価基準 3-⑤関係、自己点検結果 C)

6. 鉱業法

- ⑥ 鉱業法第 62 条第 2 項又は第 3 項の事業着手延期等の認可につき、審査基準が経済産業局ごとにバラバラとの意見もある。一方で、審査基準の見直しを進めているとのことであるが、どのような観点からの見直しか。見直しにより、「バラバラ」と問題視されることはなくなるか。(評価基準 3-③関係、自己点検結果 A)

7. 中小企業等経営強化法

- ⑦ 経営力向上計画の認定申請 (18,242 件) は、電子申請率が 0.07% と低調である。中小企業が申請対象であることを考えると、電子証明書の添付を求めていることがその原因であるとも考えられるが、電子証明書に代えて、より簡易な方法での申請につき、検討する余地はないか。(評価基準 1-②関係、自己点検結果 B)

以上

営業の許可・認可に係る手続の観点別チェックシート

【本資料について】

○各省から提出された自己点検結果を、事務局にて取りまとめたもの。今後、（事務局及び）行政手続部会で確認を行う予定。
 ○今回の自己点検は、主に基本計画に記載された内容につき確認したもの。したがって、例えば、既に何らかの取組が行われている項目や、今後何らかの取組を行う予定があるが、基本計画に記載がない項目も、今回の作業では〇に分類されている。

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンラ イン 手続件数	手続件数計	手続件数 計に占め るオンラ イン手続 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）					2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善					3. 書式・様式、運用ルール/標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コス トの削減	5. 取組の実効性		
										1-① 提出書 類・情 報の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の記 載方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ローカ ルルー ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の情報	4 書類提 出コス トの削 減	5-① 各年度 ごとの 工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か					
10	役務取引等の許可 （特定技術の提供取引の 許可）	外国為替及び外国貿易法	第25条 第1項	814	1,218	2,032	40.06%	○	○	B	B	A	A	A	-	C	-	-	B	A	A	A	A					
11	輸出の許可	外国為替及び外国貿易法	第48条 第1項	7,970	7,589	15,559	51.22%	○	○	B	B	A	A	A	-	C	-	-	B	A	A	A	A					
12	対内直接投資等の報告	外国為替及び外国貿易法	第55条 の5第1 項	不明	不明	1,987	#VALUE!	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
13	輸出の承認	外国為替及び外国貿易法	第48条 第3項	3,104	4,802	7,906	39.26%	○	○	B	B	A	A	A	A	C	A	A	B	A	A	A	A					
14	輸入の承認(輸入割当を 含む)	外国為替及び外国貿易法	第52条	3,788	18,307	22,095	17.14%	○	○	B	B	A	A	A	A	C	A	A	B	A	A	A	A					
67	新規化学物質の製造又は 輸入に係る届出を要しな い旨の確認	化学物質の審査及び製造 等の規制に関する法律	第3条 第1項 第5号	17,489	18,359	35,848	48.79%	○	○	A	B	B	A	A	-	-	A	A	A	A	A	A	A					
68	審査の特例である旨の通 知を受けた新規化学物質 の製造又は輸入数量等の 確認	化学物質の審査及び製造 等の規制に関する法律	第5条 第4項	0	1,677	1,677	0.00%	○	○	A	B	B	A	A	-	-	A	A	A	A	A	A	A					

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンラ イン 手続件数	手続件数計	手続件数 計に占め るオンラ イン手続 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）					2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善					3. 書式・様式、運用ルール等の統一／標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コス トの削減	5. 取組の実効性		
										1-① 提出書 類・情 報の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の配 置方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ローカ ルルー ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の情報	4 書類提 出コス トの削 減	5-① 各年度 の工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か					
69	一般化学物質の製造数量 又は輸入数量等の届出	化学物質の審査及び製造 等の規制に関する法律	第8条 第1項	9,877	18,704	28,581	34.56%	○	○	C	C	A	C	C	-	-	-	-	-	A	C	C	C					
70	優先評価化学物質の製造 数量又は輸入数量等の届 出	化学物質の審査及び製造 等の規制に関する法律	第9条 第1項	657	1,748	2,405	27.32%	○	○	C	C	A	C	C	-	-	-	-	-	A	C	C	C					
99	販売事業者の変更の届出 （1）商号、名称又は氏 名及び住所 （2）法人である場合の 代表者の氏名及び住所 （3）未成年者又は成年 後見人、被保佐人若しく は被補助人である場合 においてはその法定代理 人の氏名、商号又は名称 及び住所 （4）法定代理人が法人 である場合の代表者の氏 名及び住所 （5）主たる事務所の所 在地並びに営業所及び貯 蔵所の所在地 （6）事業開始の予定年	アルコール事業法	第25条 （第8 条第2 項準用）	0	155	155	0.00%	○	×	A	B	B	B	B	-	C	-	-	-	B	C	-	C					
100	販売事業者の業務に関する 報告 （1）前年度から繰り越 した製品アルコールの種 別別数量等 （2）販売したアルコー ルの種類別数量等 （3）許可に係る営業所 又は貯蔵所から移入した 製品アルコールの種類別 数量等	アルコール事業法	第25条 （第9 条第2 項準用）	0	825	825	0.00%	○	×	A	B	B	B	B	-	C	-	-	-	B	C	-	A					
106	許可使用者の設備の能力 及び構造の変更の許可	アルコール事業法	第30条 （第8 条第1 項準用）	0	4,273	4,273	0.00%	○	○	A	B	B	B	B	-	C	A	A	C	B	C	A	C					

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンラ イン 手続件数	手続件数計	手続件数 計に占め るオンラ イン手続 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）					2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善					3. 書式・様式、運用ルール等の統一／標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コスト の削減	5. 取組の実効性		
										1-① 提出書 類・情 報の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の記 載方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ローカ ルルー ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の情報	4 書類提 出コスト の削減	5-① 各年度 の工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か					
107	許可使用者の変更の届出 (1) 商号、名称又は氏 名及び住所 (2) 法人である場合の 代表者の氏名及び住所 (3) 未成年者又は成年 後見人、被保佐人若しく は被補助人である場合に おいてはその法定代理人 の氏名、商号又は名称及 び住所 (4) 法定代理人が法人 である場合の代表者の氏 名及び住所 (5) 主たる事務所の所 在地並びにアルコールの 使用施設及び貯蔵設備の 所在地	アルコール事業法	第30条 (第8 条第2 項準用)	0	903	903	0.00%	○	×	A	B	B	B	B	-	C	-	-	-	B	C	-	C					
108	許可使用者の使用の報告 (1) 前年度から繰り越 した製品アルコールの種 別数量等 (2) 使用したアルコー ルの種類別数量等 (3) 許可に係る使用施 設又は貯蔵設備から移入 した製品アルコールの種 別数量等	アルコール事業法	第30条 (第9 条第2 項準用)	0	4,107	4,107	0.00%	○	○	A	B	B	B	B	-	C	-	-	-	B	C	A	A					
111	特定アルコールの譲渡に 係る申告	アルコール事業法施行令	第2条 第1項	0	199	199	0.00%	×	×	A	B	B	B	B	A	C	-	-	-	B	C	-	A					
1020	エネルギー管理統括者の 選任又は解任の届出	エネルギーの使用の合理 化等に関する法律	第7条 の2第3 項	146	2,887	3,033	4.81%	○	○	B	B	B	B	B	-	C	-	-	B	A	C	C	C					
1021	エネルギー管理企画推進 者の選任又は解任の届出	エネルギーの使用の合理 化等に関する法律	第7条 の3第4 項(第 7条の2 第3項 準用)	137	2,599	2,736	5.01%	○	○	B	B	B	B	B	-	C	-	-	B	A	C	C	C					
1022	エネルギー管理者の選任 又は解任の届出	エネルギーの使用の合理 化等に関する法律	第8条 第2項	78	1,006	1,084	7.20%	○	○	B	B	B	B	B	-	C	-	-	B	A	C	C	C					

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンラ イン 手続件数	手続件数計	手続件数 計に占め るオンラ イン手続 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）					2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善					3. 書式・様式、運用ルール の統一／標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コス トの削減	5. 取組の実効性		
										1-① 提出書 類・情 報の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の記 載方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ローカ ルルー ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の情報	4 書類提 出コス トの削 減	5-① 各年度 ごとの 工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か					
1023	エネルギー管理士免状の 交付	エネルギーの使用の合理化 等に関する法律	第9条 第1項1 号	-	1,784	1,784	#VALUE!	○	○	C	C	C	C	B	-	-	C	A	C	B	A	A	A					
1024	エネルギー管理員の選任 又は解任の届出	エネルギーの使用の合理化 等に関する法律	第13条 第3項	53	2,125	2,178	2.43%	○	○	B	B	B	B	B	-	C	-	-	B	A	C	C	C					
1025	特定事業者の設置してい る工場に係るエネルギー の使用の合理化の目標の 達成のための中長期的な 計画の提出	エネルギーの使用の合理化 等に関する法律	第14条 第1項	940	11,388	12,328	7.62%	○	○	B	B	B	B	B	-	C	-	-	B	A	C	C	C					
1026	特定事業者の設置してい る工場におけるエネルギ ー使用量その他エネルギ ーの使用の状況等の報 告	エネルギーの使用の合理化 等に関する法律	第15条 第1項	925	11,403	12,328	7.50%	○	○	B	B	B	B	B	-	C	-	-	B	A	C	C	C					
1027	再生可能エネルギー発電 事業計画の認定	電気事業者による再生可 能エネルギー電気の調達 に関する特別措置法	第9条 第1項	269,174	6,354	275,528	97.69%	○	○	C	C	A	A	A	A	C	A	A	C	A	A	A	C					
1028	再生可能エネルギー発電 事業計画の変更の認定	電気事業者による再生可 能エネルギー電気の調達 に関する特別措置法	第10条 第1項	83,298	4,511	87,809	94.86%	○	○	C	C	A	A	A	A	C	A	A	C	A	A	A	C					
1029	再生可能エネルギー発電 事業計画の事前変更の届 出・事後変更の届出	電気事業者による再生可 能エネルギー電気の調達 に関する特別措置法	第10条 第2項・第 3項	123,508	8,762	132,270	93.38%	○	○	C	C	A	A	A	A	C	-	-	-	A	A	A	C					
1030	再生可能エネルギー発電 事業の廃止の届出	電気事業者による再生可 能エネルギー電気の調達 に関する特別措置法	第11条	25,227	1,501	26,728	94.38%	○	○	C	C	A	A	A	A	C	-	-	-	A	A	A	C					

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンラ イン 手続件数	手続件数計	手続件数 計に占め るオンラ イン手続 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）					2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善					3. 書式・様式、運用ルール の統一/標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コスト の削減	5. 取組の実効性		
										1-① 提出書 類・情 報の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の記 載方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ローカ ルルー ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の情報	4 書類提 出コスト の削減	5-① 各年度 ごとの 工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か					
1031	賦課金の減免の認定	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	第37条第1項	0	1,856	1,856	0.00%	○	○	C	C	B	B	C	-	C	A	B	C	B	A	A	A					
1032	試掘権の存続期間延長の許可	鉱業法	第18条第2項	0	183	183	0.00%	○	○	C	C	B	C	C	-	C	A	A	C	B	-	-	A					
1033	鉱業権設定の許可	鉱業法	第21条第1項	0	416	416	0.00%	○	○	A	A	B	C	C	-	C	A	A	C	B	A	A	A					
1051	鉱業権の設定、変更等の登録 (1) 鉱業権の設定、変更、存続期間の延長、移転、消滅及び処分制限 (2) 共同鉱業権者の脱退 (3) 採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分制限	鉱業法	第59条第1項	0	603	603	0.00%	○	○	C	C	B	C	C	-	C	-	-	C	A	A	A	A					
1052	事業着手延期の認可	鉱業法	第62条第2項	0	2,496	2,496	0.00%	○	○	B	C	B	B	C	-	C	A	A	C	B	A	A	A					
1053	事業休止の認可	鉱業法	第62条第3項	0	468	468	0.00%	○	○	B	C	B	B	C	-	C	A	A	C	B	A	A	A					
1241	経営力向上計画の認定申請	中小企業等経営強化法	第13条第1項	12	18,230	18,242	0.07%	○	○	B	B	A	B	B	A	B	A	A	B	A	A	A	A					
1242	経営力向上計画の変更申請	中小企業等経営強化法	第14条第1項	0	1,146	1,146	0.00%	○	○	B	B	A	B	B	A	B	A	A	B	A	A	A	A					
1246	経営革新等支援機関の認定の申請	中小企業等経営強化法	第21条第1項	0	1,125	1,125	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	-	C	A	B	B	A	A	A	A					
1247	認定経営革新等支援機関の変更の届出	中小企業等経営強化法	第21条第4項	0	1,120	1,120	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	-	C	A	-	-	A	A	A	A					

個別事情の説明シート

資料4-2

番号	根拠法令等	説明欄 (A、B評価の取組を行うことが困難な手続について、その理由・事情。基本計画に記載されていないが、説明したい事項がある手続等)
10	外国為替及び外国貿易法	3-② 国の地方室局に関する事務ではあるが、国の地方支分部局が受け付ける案件は機微性の低い案件であり、地方支分部局の職員は、主に形式面の審査を行い、裁量を働かせる余地がないため、ローカルルールは存在しない。
11	外国為替及び外国貿易法	3-② 国の地方室局に関する事務ではあるが、国の地方支分部局が受け付ける案件は機微性の低い案件であり、地方支分部局の職員は、主に形式面の審査を行い、裁量を働かせる余地がないため、ローカルルールは存在しない。
12	外国為替及び外国貿易法	
13	外国為替及び外国貿易法	3-② 国の地方室局に関する事務ではあるが、提出書類、審査基準は法令により詳細に規定されており、地方局と本省で統一されており、運用上のばらつきは存在しない。
14	外国為替及び外国貿易法	3-② 国の地方室局に関する事務ではあるが、提出書類、審査基準は法令により詳細に規定されており、地方局と本省で統一されており、運用上のばらつきは存在しない。
67	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	
68	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	
69	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化学物質名称や製造、輸入数量等、法目的実行の為に必要最小限の情報についてのみを機械的に記入する様式を省令で定め、また記載方法をHPに掲載し、相談体制も充実させる等、従前より簡略化に務めているところ。
70	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化学物質名称や製造、輸入数量等、法目的実行の為に必要最小限の情報についてのみを機械的に記入する様式を省令で定め、また記載方法をHPに掲載し、相談体制も充実させる等、従前より簡略化に務めているところ。
99	アルコール事業法	3-② 運用については、研修や会議等を活用した実態の把握・是正を通じばらつきが生じていないよう取り組んでいる。 5-① 基本計画を見直す予定がある（年度ごとの取り組み工程を明記）。 5-③ 法務省が平成32年度に運用を開始予定の登録情報提供システム（仮称）の活用を想定しており、計画期間が3年超となるため。
100	アルコール事業法	3-② 運用については、研修や会議等を活用した実態の把握・是正を通じばらつきが生じていないよう取り組んでいる。 5-① 基本計画を見直す予定がある（年度ごとの取り組み工程を明記）。
106	アルコール事業法	3-② 運用については、研修や会議等を活用した実態の把握・是正を通じばらつきが生じていないよう取り組んでいる。 3-⑤ HP等でお問い合わせ窓口を案内しており、照会の都度メールや電話で回答している。 5-① 基本計画を見直す予定がある（年度ごとの取り組み工程を明記）。 5-③ 法務省が平成32年度に運用を開始予定の登録情報提供システム（仮称）の活用を想定しており、計画期間が3年超となるため。
107	アルコール事業法	3-② 研修や会議等を通じた実態の把握・是正により運用上のばらつきは生じていない。 5-① 基本計画を見直す予定がある（年度ごとの取り組み工程を明記）。 5-③ 法務省が平成32年度に運用を開始予定の登録情報提供システム（仮称）の活用を想定しており、計画期間が3年超となるため。

108	アルコール事業法	3-② 研修や会議等を通じた実態の把握・是正により運用上のばらつきは生じていない。 5-① 基本計画を見直す予定がある（年度ごとの取り組み工程を明記）。
111	アルコール事業法施行令	3-② 研修や会議等を通じた実態の把握・是正により運用上のばらつきは生じていない。 5-① 基本計画を見直す予定がある（年度ごとの取り組み工程を明記）。
1020	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	3-② 当該届出は、経済産業大臣より地方支分部局に権限委任が行われており、地方公共団体に提出するものではない。また、当省で管理するための報告であるため、処分等（ローカルルール）は発生しない。 5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。 5-② 明記していないため、Cとした。当該届出は担当者の新規申請・変更・解任の届出のため、最小限の情報しか記載を要しない。そのため、事業者の作業コストを確認・削減するという本項目の観点は不適当と考えられる。 5-③ 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。現在の検討事項は段階的に進めるものではないという認識である。
1021	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	3-② 当該届出は、経済産業大臣より地方支分部局に権限委任が行われており、地方公共団体に提出するものではない。また、当省で管理するための報告であるため、処分等（ローカルルール）は発生しない。 5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。 5-② 明記していないため、Cとした。当該届出は担当者の新規申請・変更・解任の届出のため、最小限の情報しか記載を要しない。そのため、事業者の作業コストを確認・削減するという本項目の観点は不適当と考えられる。 5-③ 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。現在の検討事項は段階的に進めるものではないという認識である。
1022	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	3-② 当該届出は、経済産業大臣より地方支分部局に権限委任が行われており、地方公共団体に提出するものではない。また、当省で管理するための報告であるため、処分等（ローカルルール）は発生しない。 5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。 5-② 明記していないため、Cとした。当該届出は担当者の新規申請・変更・解任の届出のため、最小限の情報しか記載を要しない。そのため、事業者の作業コストを確認・削減するという本項目の観点は不適当と考えられる。 5-③ 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。現在の検討事項は段階的に進めるものではないという認識である。
1023	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	1-② 法令で代表者の公印押印が義務付けられているところ。 今後信用性が担保されつつ、より低コストな証明方法が導入された場合には、公印の不要化を検討することとしたい。 2-① 既にHP上で編集可能なファイル形式で申請様式を提供中である。 2-② 既に申請書の書き方と見本を試験合格者宛に送付し、HP上でも書き方やQ&Aを掲載しているが、問合せの動向を見ながら書き方やQ&Aの拡充を毎年度行っている。 3-③ 法令に具体的審査基準が記載済みの為、更に具体的な審査基準を定めることは困難なため作成していない。 3-⑤ 現状でも、処分の進捗状況について電話やメールでの問合せに具体的に回答している。
1024	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	3-② 当該届出は、経済産業大臣より地方支分部局に権限委任が行われており、地方公共団体に提出するものではない。また、当省で管理するための報告であるため、処分等（ローカルルール）は発生しない。 5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。 5-② 明記していないため、Cとした。当該届出は担当者の新規申請・変更・解任の届出のため、最小限の情報しか記載を要しない。そのため、事業者の作業コストを確認・削減するという本項目の観点は不適当と考えられる。 5-③ 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。現在の検討事項は段階的に進めるものではないという認識である。
1025	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	3-② 当該届出は、経済産業大臣より地方支分部局に権限委任が行われており、地方公共団体に提出するものではない。また、処分（法執行）の対象とするか否かは、本省で一括して判断しているため、ローカルルールは存在しない。 5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。 5-② 明記していないため、Cとした。事業者の作業コストについては既にヒアリングを実施しており、引き続きケアしていく予定。 5-③ 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。現在の検討事項は段階的に進めるものではないという認識である。

1026	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	<p>3-② 当該届出は、経済産業大臣より地方支分部局に権限委任が行われており、地方公共団体に提出するものではない。また、処分（法執行）の対象とするか否かは、本省で一括して判断しているため、ローカルルールは存在しない。</p> <p>5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。</p> <p>5-② 明記していないため、Cとした。事業者の作業コストについては既にヒアリングを実施しており、引き続きケアしていく予定。</p> <p>5-③ 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。現在の検討事項は段階的に進めるものではないという認識である。</p>
1027	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	<p>1-①、1-②、3-② 平成29年度に運用の明確化を行ったことで措置済み。</p> <p>3-⑤ 平成29年度に処理期間の短縮をはかり、また進捗状況に関しても公表した。</p> <p>5-③ 早急に対応する課題であることから平成29年度中に行う計画とした。</p>
1028	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	<p>1-①、1-②、3-② 平成29年度に運用の明確化を行ったことで措置済み。</p> <p>3-⑤ 平成29年度に処理期間の短縮をはかり、また進捗状況に関しても公表した。</p> <p>5-③ 早急に対応する課題であることから平成29年度中に行う計画とした。</p>
1029	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	<p>1-①、1-②、3-② 平成29年度に運用の明確化を行ったことで措置済み。</p> <p>5-③ 早急に対応する課題であることから平成29年度中に行う計画とした。</p>
1030	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	<p>1-①、1-②、3-② 平成29年度に運用の明確化を行ったことで措置済み。5-③については、早急に対応する課題であることから平成29年度中に行う計画とした。</p>
1031	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	<p>平成29年度申請より申請書作成支援システムを導入したところであるため、本システムの利用状況も踏まえつつ、オンライン化を検討予定。</p> <p>1-①、1-②、3-② 平成28年度に制度の見直しを行ったことで措置済み。</p> <p>2-③ 基本計画において記載はないが、平成29年度申請より、申請事業者向けのヘルプデスクを開設備。</p> <p>3-⑤ 法令に認定基準や申請期間、認定を受けた後に認定を受けたことを電気事業者に申し出る期限が定められており、これに基づいた事務処理を行っているとともに、現状でも、進捗状況についての問合せに対応しているため、措置済み。</p>
1032	鉱業法	<p>1-① 法令、審査基準において確認すべき事項を明確化しており、当該法令に則して資料の提出を求めている。</p> <p>1-② 申請書について法令で定める様式により押印又は署名を求めている。今後、押印等の在り方について検討を行う予定。</p> <p>2-② 申請様式及び記載事項について、法令又は審査基準に規定しているところ、平成29年度中に審査基準を改正し、申請書記載事項を改める。</p> <p>2-③ 既に窓口、電話での相談を受け付けている。</p> <p>3-② 審査基準、運用通達を定めており、統一的な運用ルールに基づいて審査を行っている。また、鉱業法の執行に関して地方経済産業局とTV会議等を実施し情報の共有等をはかっている。</p> <p>3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。</p>
1033	鉱業法	<p>2-② 鉱業権の登録手続の電子化の検討に当たって、費用対効果を踏まえた上で、鉱業権設定手続についても電子化の可能性について検討を実施し、その中で申請様式の在り方についても検討を行う。現在、電子化（システム構築）を検討するにあたり、BPR（Business Process Re-engineering）による業務フローの見直し及びシステム化の対象範囲の整理を行っている。</p> <p>2-③ 既に窓口、電話での相談を受け付けている。</p> <p>3-② 審査基準、運用通達を定めており、統一的な運用ルールに基づいて審査を行っている。また、鉱業法の執行に関して地方経済産業局とTV会議等を実施し情報の共有等をはかっている。</p> <p>3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。</p>
1051	鉱業法	<p>1-① 法令において確認すべき事項を明確化しており、当該法令に則して資料の提出を求めている。</p> <p>1-② 法令で押印が義務付けられている。電子申請を可能とする情報システムの開発の検討をしており、押印の在り方についても検討を実施する。</p> <p>2-② 電子申請を可能とする情報システムの開発を検討しており、申請様式の在り方についても検討を実施する。現在、電子化（システム構築）を検討するにあたり、BPR（Business Process Re-engineering）による業務フローの見直し及びシステム化の対象範囲の整理を行っている。</p> <p>2-③ 既に窓口、電話での相談を受け付けている。</p> <p>3-② 登録申請された内容について、形式的な審査を実施するものであり、登録担当に裁量の余地がなく、ローカルルールとして認識するものはない。</p> <p>3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。</p>
1052	鉱業法	<p>1-② 申請書について法令で定める様式により押印又は署名を求めている。今後、押印等の在り方について検討を行う予定。</p> <p>2-③ 既に窓口、電話での相談を受け付けている。</p> <p>3-② 審査基準、運用通達を定めており、統一的な運用ルールに基づいて審査を行っている。また、鉱業法の執行に関して地方経済産業局とTV会議等を実施し情報の共有等をはかっている。</p> <p>3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。</p>

1053	鉱業法	<p>1-② 申請書について法令で定める様式により押印又は署名を求めている。今後、押印等の在り方について検討を行う予定。</p> <p>2-③ 既に窓口、電話での相談を受け付けている。</p> <p>3-② 審査基準、運用通達を定めており、統一的な運用ルールに基づいて審査を行っている。また、鉱業法の執行に関して地方経済産業局とTV会議等を実施し情報の共有等をはかっている。</p> <p>3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。</p>
1241	中小企業等経営強化法	
1242	中小企業等経営強化法	
1246	中小企業等経営強化法	<p>1-②関係 今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。</p> <p>2-③関係 国の地方支分部局において執行業務を行うにあたり実施要領を定めており、申請者からの相談にきめ細かな対応ができるよう、申請書提出先において既に対応済み。</p> <p>3-②関係 国の地方支分部局において執行業務を行うにあたり実施要領を定めており、本要領の運用で対応が不明な場合は、その都度本省に相談を行うこととしている等、審査・判断基準が異なる事態が発生しないよう、ローカルルールは是正に既に対応済み。</p>
1247	中小企業等経営強化法	<p>1-②関係 今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。</p> <p>2-③関係 国の地方支分部局において執行業務を行うにあたり実施要領を定めており、届出者からの相談にきめ細かな対応ができるよう、届出書提出先において既に対応済み。</p> <p>3-②関係 法令第21条第4項の規定に基づき、氏名又は名称及び住所等の変更内容が記載されていれば受理するものであり対応済み。</p>